

# Q & A

(災害補償課)

Q

## 特殊公務災害について

消防団員等公務災害補償に係る政令及び条例（例）に定められている「特殊公務災害」とは何ですか。また、市（町村）から基金への特殊公務災害に係る手続きはどのように行われるのですか。

A

昭和47年2月、いわゆる「あさま山荘事件」で警察官2人が殉職されました。このような歴史的背景で行われた人事院勧告に基づき、その職務内容が特殊である警察官をはじめ海上保安官、皇宮護衛官、監獄官吏、入国警備官等に対する公務災害補償の加算措置について、昭和47年6月、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部が改正されました。併せて、非常勤の消防団員及び水防団員に対しても同様の措置を講ずるため、御質問の政令の一部を改正する政令が公布施行されました。

このような経緯と趣旨で創設された特殊公務災害補償制度ですから、制度上、次の①～③の要件を満たした場合にはじめて特殊公務災害として、傷病補償年金、障害補償及び遺族補償を50/100の範囲内で特例的に加算することとされています。

- ① 消防団員及び水防団員が、
- ② その生命又は身体に高度の危険が予測される状況下において、
- ③ 消防、水防等の危険な職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合

最近20年間では、東日本大震災で197人、その他の災害で5人が特殊公務災害に該当しました。実務上、その適用は市町村等が条例に基づき判断されますが、公務上外の該当可否と同様、基金の審査結果とそごが生じないよう、支払請求の前段階である速報又は事前協議の中で対応させていただくこととなります。